

命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自助（第3条—第5条）

第3章 共助（第6条—第8条）

第4章 公助（第9条）

第5章 雜則（第10条・第11条）

附則

わたしたち羽島市民は、これまで、水害、台風、地震等の自然の脅威によって、甚大な被害を目の当たりにしてきました。

過去の大規模災害から得られた教訓として、一人ひとりが主体的に自らの命を守る「自助」に取り組まなければ、命を守ることが難しいことが明らかになりました。令和6年能登半島地震では、多くの方が被災し、改めて「自助」の重要性を認識することとなりました。

災害は、決して他人ごとではありません。特に古くから長良川、木曽川で発生した水害は、わたしたちの生活を苦しめてきました。近年の異常な気象状況により、水害は頻発化し、いつ、羽島市で発生してもおかしくありません。

災害に対処し、災害に強いまちづくりを進めるためには、わたしたち一人ひとりが、自ら考え行動し、積極的に防災及び減災活動に参画していくことが最も重要です。

また、市民同士又は市民及び地域コミュニティが、それぞれの特性や役割を互いに理解し合いながら、協力を重ねていくことが大切です。

わたしたちは、市民がその命と暮らしを自ら守るためにできる具体的な取組みについて話し合いを積み重ねてきました。

この話し合いによって出された数多くの取組みを取りまとめ、わたしたちは「自分の命は自分で守る」意識を持って主体的に取り組み、市はそれらを全力で支援することで、一人でも多くの命を守ることができるまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」とい

います。) 第7条第3項に規定する住民の責務並びに羽島市まちづくり基本条例(平成28年羽島市条例第2号)第23条第3項に規定する市民の責務に基づき、市民が主体的に行う防災及び減災活動並びに同条第2項に規定する地域コミュニティの責務に基づき自発的に行う防災及び減災活動を促すことで、災害が発生したときに一人でも多くの命を守ることができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいいます。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害をできるだけ小さくすることをいいます。
- (4) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営み、又は活動する個人、法人その他団体をいいます。
- (6) 通勤通学者 市内に通勤し、又は通学する者をいいます。
- (7) 地域コミュニティ 自治会その他地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。
- (8) 自助 市民が自己の責任により自ら及びその家族並びに大切な人を災害から守ることをいいます。
- (9) 共助 市民が互いに助け合い、互いを災害から守ることをいいます。
- (10) 公助 市が自助及び共助を支援し、又は市民を災害から守るための施策を推進することをいいます。
- (11) 一時避難 災害から身を守るために居所等の場所から一時的に安全な場所へ移動することをいいます。
- (12) 自主防災組織 近隣の人々が役割を分担しながら、力を合わせて助け合う自発的な防災組織をいいます。
- (13) 避難行動要支援者 市内に居住する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに自ら一時避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る

ため特に支援を要するものをいいます。

第2章 自助

(市民の自助)

第3条 市民は、法第7条第3項の規定に基づく責務を果たすため、次に掲げる取組みを行うことにより、日頃から災害の発生に備えるとともに、災害の発生時には、自ら及び家族並びに大切な人の安全を確保するための行動を迅速かつ適切にできるように備え、その命を守るよう努めます。

- (1) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、耐震診断を受けるなど耐震性を確認すること。
- (2) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、補修、補強、液状化対策、建て替えなどの措置を講ずること。
- (3) 所有し、使用しない建築物その他の工作物について、耐震性が確保できないときは、除却をすること。
- (4) 所有し、又は使用する家具等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 住家等を建築しようとするときは、盛土することにより水害に備えること。
- (6) 住家等は、高い水密性及び被災後の復旧に配慮した構造により水害に備えること。
- (7) 家族構成、健康状態等を考慮した7日分以上の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うとともに、消費期限や動作の確認及びいざというときにそれらを持ち出せる準備を行うこと。
- (8) 市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に取得し、家族及び大切な人と共有し、活用できるようにしておくこと。
- (9) 防災訓練、講習会等に積極的に参加し、防災に関する知識を習得すること。
- (10) 家族及び近隣住民等への連絡先及び連絡方法の確認を行うこと。
- (11) 一時避難をする場所、経路及び安全な避難方法と避難の時期を確認すること。
- (12) 災害の初期の段階における消火、救難救助、応急手当その他の活動を安全に行うこと。
- (13) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、第一に自分の命を守るという意識を持ち、適切な判断の下、避難すること。
- (14) 災害が発生した時に地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

- (15) 避難行動要支援者その他自分で自助の取り組みが困難な者（以下「避難行動要支援者等」といいます。）は、地域コミュニティ等を頼ることとし、そのために平時より自主的に地域コミュニティ等に関わりを持つこと。

（事業者の自助）

第4条 事業者は、自ら災害に備えるとともに、防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 従業員及び事業所を訪れている者（以下「従業員等」といいます。）の安全確保を図ること。
- (2) 災害が発生したときにおいても事業を継続して行うために必要な計画を策定しておくこと。
- (3) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、災害が発生したときの被害を防止するための措置を講ずること。
- (4) 所有し、又は使用する備品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 停電した際の電源を確保すること。
- (6) 防災及び減災に必要な資器材（以下「防災資器材」をいいます。）及び従業員等の使用を含めた7日分以上の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うこと。
- (7) 防災訓練を実施し、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (8) 災害が発生したときに地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

（通勤通学者の自助）

第5条 通勤通学者は、自ら災害に備えるとともに、防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 通勤通学路の危険な箇所を確認しておくこと。
- (2) 家族や知人との連絡手段を確保すること。
- (3) 公共交通の利用者は、災害が発生したときは、当該公共交通事業者の指示に従うこと。
- (4) 施設の利用者は、災害が発生したときは、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 動きやすい服装や簡易な食料などを備えること。
- (6) 災害が発生したときに地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

第3章 共助 (市民の共助)

第6条 市民は、共助の精神をもって防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 共助における支援者となるため、前章の規定に基づく自助を行うこと。
- (2) 災害が発生したときは、近隣の者の間で負傷者の救護、生活用水としての井戸の提供及び災害復旧への協力をすること。
- (3) 地域の防災及び減災のために相互に協力し、地域コミュニティにおいて自主防災組織等の結成をすること。
- (4) 避難所では、避難者自らが行動し、助け合いながら運営することが求められるため、平時より避難所の開設及び運営体制の確立の訓練に主体的に参加すること。
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、互いに協力して避難所を開設し、避難者による避難所運営の支援を行うこと。

(地域コミュニティの共助)

第7条 地域コミュニティは、共助の精神をもって地域の防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 災害に備え、自主防災組織の活動計画により、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資器材を整備するとともに、防災訓練を実施すること。
- (2) 平常時から災害時、復旧、復興期にわたり、消防団、水防団、防災に関する団体、ボランティア団体その他の各種地域団体及び羽島市防災コーディネーターに協力を求め、連携すること。
- (3) 市その他の行政機関から提供される防災及び減災に関する知識及び情報を積極的に地域コミュニティで共有し、活用すること。
- (4) 災害の教訓等を次の世代に伝承していくため、地域における災害の教訓等に関する資料を保存すること。
- (5) 地域の災害の教訓等を積極的に活用すること。
- (6) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市民の安否を確認すること。
- (7) あらかじめ、一時避難をする場所を決めて、市民へ周知すること。
- (8) 災害が発生したときには、一時避難をする場所を拠点とし、安否確認等の情報を収集すること。

(9) 被災した市民のために、地域で避難生活（被災したことにより、被災前に使用していた住居以外の建物等で一定期間生活することをいいます。）ができる安全な場所を開設し運営すること。

(10) 地域の避難行動要支援者等からの要請に応え、支援すること。

（事業者の共助）

第8条 事業者は、所有し、又は使用する建築物等を地域コミュニティに対し、一時避難をする場所、防災資器材の保管所等として提供するよう努めます。

第4章 公助

（市の公助）

第9条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、羽島市地域防災計画その他防災に関する計画に基づき、諸施策を講ずるとともに、第2章に規定する自助及び前章に規定する共助の支援及び促進を図ります。

第5章 雜則

（条例の見直し）

第10条 市は、大規模な災害により新たな教訓が得られたとき又は市民の参画による防災への取組みにより新たな知恵が生まれたとき等は、必要に応じて本条例の規定の見直しを行います。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。